

5 語学練習会等における演劇興行に近い行為の監督方につ
公私立大学等へ通知
〔大正十三年九月〕

(注記1)

大正十三年八月二十六日

第一課長

(菊池)

第四課長

(小尾)

普通学務局長

(關屋)

大臣

(岡田) 花押

次官

(松浦) 印

(注記6)

専門学務局長

(粟屋) 印

(赤間) 印

実業学務局長

(武部) 花押

(大野) 印

督学官

(川口) 印

(森岡) 印

(塚原) 印

(山内) 印

政務次官

(鈴置) 花押

参与官

案

年月日

次官

加筆
21 87

直轄学校長

大学令
ニ依ル
公私立大学長

(下 札)

174	3	公立高等學校長	各宛
8	55	公立高等學校長	各宛
		公立高等學校長	各宛
		公立高等學校長	各宛

学生生徒ニシテ演劇の行動ヲ為ス者ノ取締ニ関シテハ明治四十二年本省ヨリ訓令ヲ發セラレ尚過日地方長官會議ニ際シテモ特ニ本省大臣ヨリ訓示ノ次第モ有之タル処語學練習會等ニ於テ脂粉ヲ施シ仮装ヲ為シ演劇興行ニ近キ行為ヲ為スモノ往々有之^(加筆)
^(尤)此ノ如キモ固ヨリ訓令ノ精神ニ照シ不可然義ニツキ爾今貴學(校)ニ於テモ十分御監督ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段通牒ス

^(加筆)
備考

別紙ニ参照トシテ四十二年一月九日訓令^(抹消)〔^(外)外及^(直轄)直轄〕
 學校長並地方長官宛)ヲ淨写添付スルコト

(注記1)

「例規類纂材料」^(簡并)「スミ」^(印)

(注記2)

「文部省 發普375号 年 月 日」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「急」

(注記5)

^(抹消)九月(四)(三)日 發送済^(宮下)〔^(加筆)三(日)付〕

(注記6)

「裁定定 9月2日」

(注記7)

「一七」(簿冊内件名番号)

(下札)

^(簡并)①類別 よノ一ノ聯繫 / 登錄追加 / 件名 直轄學校等へ通知
 語學練習會等ニ於ケル演劇興行ニ近キ行為監督方 例規類纂材
 料 済ノ番号 發普三七五ノ結了年月日 十三、九、三ノ保存
 年限 ムキノ枚数 2

〔自大9年至大15年 学生生徒總規
 第1冊〕文部省^(印)3A.32—6.2450〕